



入札告示

札幌市告示第 297 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和5年1月23日

札幌市長 秋元 克広

記



1 契約担当部局

〒063-0049 札幌市西区西野290番地10
札幌市西区土木部維持管理課事務係（電話 011-667-3201）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

複合機等の保守・消耗品等供給業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

総価（月額）で行う。入札金額は、仕様書等に示した機種または機種の区分ごとの月間予定数量に、入札者が設定したテスト、不良不出分の控除率を乗じて得た枚数（1枚未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を月間予定数量から減じ、区分ごとのテスト、不良不出分控除後の枚数を算出する。テスト、不良不出分控除後の枚数に単価（1円未満2桁まで記載可能とする。）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計を入札書に記載するものとし、その算出基礎として、単価内訳書（入札書別紙）を入札書に貼付し入札者の印で契印すること。

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書及び単価内訳書に記載すること。

なお、契約は、単価内訳書に記載の全ての区分に対する単価（税抜）及びテスト、不良不出分の控除率で契約する。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店若しくは支店等の所在地を有する者であること。

- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。なお、入札説明書は下記 URL のホームページからもダウンロードできる。
URL : <http://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>
- (2) 開札の日時及び場所
令和 5 年 2 月 15 日（水）10 時 15 分
札幌市西区土木センター 会議室（札幌市西区西野 290 番地 10）
- (3) 入札書の受領期限
令和 5 年 2 月 15 日（水）9 時 00 分（必着）
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、上記 1 の場所に送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、仕様書で示した予定数量に契約款別紙内訳書 1 に定める契約単価を乗じて得た額に、当該内訳書 1 に定めるテスト、不良不出分の額を控除し算定した額の一年間分に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。